

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	アスベスト調査員派遣業務の委託について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築調整課）

事業の概要

事業名	アスベスト調査員派遣業務
担当課	建築調整課
目的	アスベスト対策を推進するため
対象者	新宿区内にある吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物の所有者又は区分所有者の集会の決議等により管理者として選任された者（以下「建物所有者等」という。）で、含有調査の実施を依頼する者
事業内容	<p>区は、アスベスト対策として、平成22年度から建物の所有者が実施したアスベスト含有調査費の助成を実施している。</p> <p>現在の制度は、申請者が、次の内容を自ら行うこととなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アスベスト含有調査の委託業者を複数選定し、見積書を徴取する。 ② 区に対し、助成交付の申請を行う。 ③ 上記②の助成交付に係る決定を受けた後、上記①により徴取した見積書のうち、最も金額の低い見積書を提出した業者に調査業務の実施を依頼する。 <p>また、申請者は、業務終了後、上記調査業者に費用を支払った後、区に助成金を請求するため、一時的に金銭を負担している。</p> <p>この制度に対して、建物所有者等から「手続きが煩雑で負担が大きい」との声が寄せられている。</p> <p>今回新たに導入する制度では、次のように処理することになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① あらかじめ、区と区が選定した調査業者との間でアスベスト含有調査業務に関する委託契約を締結する。 ② 建物所有者等からアスベスト含有調査実施の依頼があった際には、区は、当該建物が違反建築に係る是正指導等を受けていないことなどを確認した後、上記①の調査業者を当該建物所有者等まで派遣し、調査を実施させる。 ③ 上記②の調査業者は、調査終了後、区と対象者に分析調査結果を報告する。 <p>新制度では、建物所有者等の手続きは大幅に軽減され、金銭的負担もなくなる。</p> <p>なお、アスベスト含有調査では、建材中のアスベスト含有率等の分析・測定が必要であり、専門の分析機器と技術を有する「建築物石綿含有建材調査者」が在籍する調査業者のみが実施可能である。区には、専門の分析機器がなく、「建築物石綿含有建材調査者」もいないため、本件調査については、上記①の調査業者に委託して実施することとする。</p> <p>※ 規模（概数） 年10件程度を想定</p>

件名 アスベスト調査員派遣業務の委託について

保有課(担当課)	建築調整課
登録業務の名称	アスベスト調査員派遣業務
委託先	未定(入札により決定、「建築物石綿含有建材調査者」在籍が要件)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《委託先に提供する項目》</p> <p>対象者の住所、氏名、連絡先、所有し、又は管理する建築物の所在地</p> <p>《委託先に収集させる項目》</p> <p>所有し、又は管理する建築物内の写真(吹付け材検体の採取場所、検体採取前後の状況)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	アスベスト含有調査では、建材中のアスベスト含有率等の分析・測定が必要であり、専門の分析機器と技術を有する「建築物石綿含有建材調査者」が在籍する調査業者のみが実施可能である。区には、専門の分析機器がなく、「建築物石綿含有建材調査者」もないため、本件調査については、専門の調査業者に委託して実施することとする。
委託の内容	<p>区が、委託契約した調査業者を対象建物の現地に派遣する。調査業者は、当該調査に係る検体を採取し、アスベスト含有分析調査結果を区及び対象者に報告する。</p> <p>【調査業者の具体的業務内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 吹付け材検体の採取日について対象者との日程調整 2 吹付け材検体の採取及び採取場所の簡易補修 3 採取検体のアスベスト含有率等の分析 4 調査結果報告書の作成及び送付(区及び対象者あて)
委託の開始時期及び期限	平成29年7月1日(予定)から平成30年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 3 必要に応じ区職員が立入り、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供した情報は、施錠できる保管庫に保管させる。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 4 区が提供した情報は、検体採取のため建築物の所在地に向かうため情報を持ち出す場合を除き、執務室から持ち出させない。 5 情報を執務室から持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。